

平成29年第10回（9月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成29年9月8日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時15分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 16名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

奥家 信弘	横川 信友
賀部 正直	菊 啓治
堤 久英	太田 克弘
井上 幸子	高橋 初美
後藤 進	重吉 信之
若山 清敏	末棟 洋一
高原 孝幸	守口 正典

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請書について
議案第18号	吉富町農業振興地域整備計画の変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成29年第10回9月総会を開催いたします。 それでは、開会に先立ちまして奥家会長よりご挨拶をお願いいたします。
奥家会長	委員の皆さん、お忙しい中ご出席いただきまして、有難うございます。そろそろ稲刈りも始まっていますが、皆さんお身体には十分に気をつけられて、今年の収穫が無事に終わっていただきたいと思っております。 それでは、ただいまから平成29年第10回9月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には後藤委員、若山委員のお二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第17号 農地法第3条の規

<p>事務局</p>	<p>定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。</p> <p>この案件は譲渡契約に基づき、農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津850番1 田 829㎡ 譲渡人：吉富町大字直江〇〇〇番地 Z. T 譲受人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 S. H （その他議案内容朗読及びP2からP6説明）</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。Zさんは農地の管理が難しくなったということで、譲渡による所有権移転ということであり、Sさんは農地取得後の経営面積も3,441㎡となり、吉富町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
<p>奥家会長</p>	<p>それでは、地元委員の菊委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>菊委員</p>	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご本人は農地の管理が出来ないと言うことで問題ないと思われます。</p>
<p>奥家会長</p>	<p>菊委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>奥家会長</p>	<p>ございませんようでしたら、議案第17号については承認することにご異議はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>奥家会長</p>	<p>では、「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書について」は承認することと決します。</p> <p>続きまして、「議案第18号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。今回2件あるようです。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第18号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」です。これは、5条転用申請に向けての除外申請が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。</p> <p>それでは7ページをお開きください。まず番号1です。</p> <p>土地の所在：吉富町大字今吉358番1 畑 402㎡ 計画変更の目的：建売住宅建設、共有道路</p> <p>この農地を第三者に売買するための除外申請です。近年この周辺が宅地造成されている地域となります。県も「第1種農地例外要件：住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日</p>

	<p>常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」という事で転用やむなしの意見をつけている場所です。</p> <p>続きまして番号2です。</p> <p>土地の所在：吉富町大字今吉331番 畑 489㎡</p> <p>計画変更の目的：資材置場、駐車場</p> <p>この農地を第三者に売買するための除外申請です。近年この周辺が宅地造成されている地域となります。この地域も先ほどの案件と同様に「第1種農地例外要件：住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」という事で転用やむなしの意見をつけている場所です。</p> <p>(他資料内容朗読説明)</p> <p>以上説明しました判定が想定される案件でありますので、その辺を考慮のうえご審議ください。</p>
奥家会長	<p>事務局より説明がありました。委員の皆さんにご意見をいただきたいと思えます。案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします</p>
各委員	(質疑等なし)
奥家会長	<p>それでは、議案第18号につきまして、除外に特段の問題なしということで、書面としては「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で除外については、支障ないものと認めるとの意見具申をおこなってよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
奥家会長	<p>それでは、「議案第18号 吉富町農業振興地域整備計画の変更」につきましては先程の意見を具申したいと思います。</p>
事務局	<p>次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>18ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p> <p>今回の案件は、IさんとTさんの平成28年6月から3年間の利用権です。借手の都合による合意解約です。</p>
奥家会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか</p>
各委員	(質疑なし)
奥家会長	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・九州北部豪雨災害義援金について ・荒廃農地対策等について
各委員	(各地区内での情報交換)

奥家会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、10月6日（金）10：00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員	（異議なし）
奥家会長	それでは、これもちまして平成29年第10回（9月）総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時15分 閉会